

び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

- ⑨ 「疑似症患者」とは、感染症の疑似症を呈している者をいう。
- ⑩ 「無症状病原体保有者」とは、感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
- ⑪ 「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関をいう。
- ⑫ 「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。
- ⑬ 「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。
- ⑭ 「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。
- ⑮ 「病原体等」とは、感染症の病原体及び感染症の原因となる毒素をいう。
- ⑯ 「特定病原体等」とは、一類特定病原体等、二類特定病原体等、三類特定病原体等及び四類特定病原体等をいう。
- ⑰ 「一類特定病原体等」とは、別表第一に掲げる病原体等をいう。 A
- ⑱ 「二類特定病原体等」とは、別表第二に掲げる病原体等をいう。 B
- ⑲ 「三類特定病原体等」とは、別表第三に掲げる病原体等をいう。 C
- ⑳ 「四類特定病原体等」とは、別表第四に掲げる病原体等をいう。 D

9 指定感染症に対するこの法律の準用

- ① 指定感染症は、一年以内の政令で定める期間に限り、就業制限、入院措置等の規定の全部又は一部を準用する。
- ② ①の期間経過後なお当該規定を準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。
- ③ 厚生労働大臣は、①、②の政令を制定、改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- ④ ③の場合は、厚生労働大臣は、速やかに、その内容について厚生科学審議会に報告しなければならない。

10 疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用

- ① 一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるものの疑似症患者については、それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。
- ② 一類感染症の無症状病原体保有者については、一類感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。